

**資金決済に関する法律第20条第1項に基づく
テレビ視聴用等「テレビカード」
払戻しのお知らせ**

平成30年12月21日をもって、済生会宇都宮病院内にて運用を行っておりました、当社(株式会社パースジャパン)発行の前払式支払手段であるテレビ視聴用等「テレビカード」のサービスを終了させていただきます。
つきまして、「資金決済に関する法律第20条第1項」に基づき、お手持ちの「テレビカード」の未使用残高の払戻しをいたしますので、下記期間内にお申し出くださいますようお願いいたします。

記

＜払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号＞
株式会社パースジャパン

＜払戻しの対象となる前払式支払手段の種類＞
済生会宇都宮病院にて運用の「テレビカード」

＜払戻しのお申出期間＞
平成30年12月22日から平成31年3月15日まで

当該期間内に申出を行われない場合は、当該払戻しの手続きより除外されますのでご注意ください。

＜お申出方法＞
済生会宇都宮病院内に設置した精算機による払戻し手続きを実施することでお申出とさせていただきます。

＜払戻しの方法＞
上記専用機器にて現金により払戻しいたします。

※ 精算機による払戻し手続きが行えない方への対応について
退院及び転居等により払戻し手続きが実施できない場合は、問合せ先住所に「テレビカード」を郵送等にて送付頂き(払戻し期間満了日消印有効)、社内に設置した精算機で残高の確認を行い、残高の確認が取れた「テレビカード」については、保有者に対して残高の返金をさせていただきます。
返金方法は現金書留による返金とさせていただきます。
なお、郵送料等については弊社にて負担いたします。

ご不明な点は下記までお問合せください。
〒113-0033 東京都文京区本郷 5-26-4 東京クリスタルビル
発行者:株式会社パースジャパン
連絡先:関東営業所 カード払戻し係 03-3814-6838
<http://www.persjapan.co.jp>